# 生成 AI(ChatGPT API)を活用した 庁内外向けサービスに関する情報提供依頼(RFI)

# 1. 情報提供依頼(以下「RFI」という。)の目的

本市では、職員が行う作業の効率化、リソースシフト、市民サービスの向上等を図るとともに、可能な限りコストをかけないよう、昨今リリースされている革新的な対話型生成 AI である ChatGPT を活用することを検討しております。

本 RFI は、本市の例規、マニュアル、FAQ 等本市固有の情報を取り込み、回答に反映できる ChatGPT API を活用したサービスについて提案を受けること、また、サービス導入までの構築期間、導入経費、利用料等の費用を把握することを目的としています。

### 2. RFI の範囲

ChatGPT API を活用したクラウドサービスの提供が可能な事業者から、下記要件のうちいずれか、または、すべての項目についての情報をご提供ください。

回答に当たっては、「3. 前提要件」・「4. 機能要件」に示す要件を考慮した内容としてください。

- (1) 会社情報
- (2) スケジュール、方針
- (3) 概算見積
- (4) サービスの概要(UIイメージが分かるものを含める。)
- (5) その他提案・留意事項

# 3. 前提要件

(1) ネットワーク

各職員に配布されている庁内 PC は LGWAN 系ネットワークからインターネット系仮想 PC 経由で、Google Chrome、MS Edge のブラウザを利用しインターネットにアクセスできる。

#### (2) 職員数

- 3,110人(令和5年4月1日現在、定員管理上の職員数)
- ※ 短時間再任用職員、会計年度任用職員を含めると、総数は 5,000 人を超え る。
- (3) 組織構成

26部119課

詳細は、以下の URL を参照

https://www.city.ichikawa.lg.jp/catpage/map-index.html

- (4) 不特定多数の市民来所が見込める施設
  - ① 第一庁舎(1階及び2階に主な市民窓口部署を配置)
  - ② 第二庁舎(2階から4階に、都市整備部門及び教育委員会を配置)
  - ③ 行徳支所(1階に主な市民窓口部署を配置)
- ④ 南行徳市民センター
- ⑤ 大柏出張所
- ⑥ 市川駅行政サービスセンター
- ⑦ 窓口連絡所(3か所)
- ⑧ 中央図書館
- 9 公民館(15館)
- (5) 想定する活用シーン
- ① 職員による文書作成、要約、誤字脱字チェック、企画立案でのアイディア 出し、会議シミュレーション、Excel 関数の確認等
- ② 部署間における必要な QA の即時作成
- ③ 市民が窓口に来庁し、各種制度の内容や申請書の書き方などについて問い合わせる際に、チャット形式や会話形式で利用する。
- (6) その他

個人情報等の機密情報を入力しない、内容を必ず確認するなどの運用ルール を徹底しながらサービス利用を行うこととする。

#### 4. 機能要件

- (1) ChatGPT API を活用したクラウド型サービスであること。
- (2) 質問した内容が学習データとして一般に収集されない仕組みであること。

- (3) 質問と回答は、一定期間(最低1年)をログとして保存し、本市の管理担当者及びサービス管理者が追跡できること。
- (4) 本市の例規集、各課のマニュアルや手引き、答弁書、FAQ など取込み、 本市に特化した会話形式の回答ができること。

提供できる形式は、Word、Excel、CSV、テキスト、PDF、Webページ URL であり、原則、一般に公開されている内容のものとする。

また、取り込んだデータは恒久的に保持するものとするが、データの更新等は定期的に行えるものであること。

- (5) 職員向けの UI と窓口に来庁した市民向けの UI をそれぞれ用意し、個別 に機能を設定することができること。
- (6) 職員向けの UI では、回答時に用いた出典資料を表記できること。
- (7) 入力または AI 回答に対し、禁止用語の設定ができること。
- (8) トークンが大量に使われることを未然に防ぐため、メッセージパラメータ に含める回答数やトークンの利用上限設定ができること。また、回答数やトー クンの利用状況をリアルタイムで確認ができること。
- (9) 質問の入力は、テキストでの入力ができること。また、市民の利用を想定 し、音声での入力についても考慮されることが望ましい。
- (10)万が一、個人情報等の機密情報が入力された場合、情報が送信されない等の対策ができること。

#### 5. 情報提供方法

併せて掲載している「様式 1.情報提供票」にて貴社から情報提供をいただきたい事項を示しておりますので、様式に沿って回答をお願いいたします。なお、貴社の資料等、別様式での提出としたい場合、回答に質問と提供資料の対応関係を明記したうえでご提出下さい。提出方法・期限は以下のとおりです。

- (1) 情報提供および提出方法
  - 記入様式

「様式 1.情報提供票」にご記入ください。別紙での回答を希望される場合は、回答欄にその旨を記載してください。

② 提出方法

記入した「様式 1.情報提供票」のファイルを添付し、「7.提出・問い合わせ 先」のメールアドレス宛てに送付してください。別紙がある場合はそちらも 添付の上送付してください。

- ③ 提出期限 情報提供の提出は、令和 5 年 9 月 22 日(金) 17:00 までにお願いします。
- (2) 質問の受付および提出方法
  - ① 記入様式 「様式 2.質問票 | の質問内容欄にご記入ください。
  - ② 提出方法 記入した「様式 2.質問票」のファイルを添付し、「7.提出・問い合わせ先」 のメールアドレス宛てに送付してください。
  - ③ 提出期限 質問の提出は、令和5年9月8日(金)12:00までにお願いします。
  - ④ 質問への回答 質問票記載のメールアドレス宛てに令和 5 年 9 月 15 日(金)17:00 までに回 答する予定です。

# 6. 補足・注意事項

- (1) 情報提供いただいた資料については、本目的以外では使用しません。
- (2) 情報提供に際して発生する費用は、貴社の負担となります。
- (3) 国への報告や他市との情報交換のために提供いただいた情報・資料を利用することがあります。
- (4) 提出いただいた情報・資料については返却しません。
- (5) 情報提供書の内容について疑義がある場合、本市より直接ヒアリングを行う可能性があります。
- (6) その他以下の項目についてご了承ください。
  - ① 事業者は、提出した情報提供書に記載された内容全てについて、第三者の 有する著作権や商標権等の知的財産権を侵害するものではないことを保証 すること。

- ② 事業者が提出した情報提供書の記載内容を、本市が必要な範囲内で複製、 改変又は内容を写真その他の媒体により表現することに対し、著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号)第 20 条第 1 項を根拠とする権利行使を行 わないこと。
- ③ 提出した情報提供書に対し「市川市公文書公開条例(平成9年3月26日条例第2号)」による開示請求があった場合、市川市が開示することを制限した内容を除き、開示することを前提とする。ただし、事業者が非公開を希望する場合は、その対象となる箇所及び理由を聞いたうえで、合理的な理由があれば、非公開情報として取り扱う。

# 7. 提出・問い合わせ先

以下の担当者宛てに電子メールにてご連絡ください。

# **T**272-0023

千葉県市川市八幡 1-1-1

市川市 企画部 行政経営·DX課

担当者: 水野、井上

電話番号: 047-712-8592 (直通)

メールアドレス: gyoseikeiei@city.ichikawa.lg.jp